

土木
設計業務

特記仕様書

設計名称

大熊町下野上地区一団地事業公共サイン計画作成業務

令和 8 年 1 月

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
福島復興支援部 大熊復興支援事務所 まちづくり整備第 1 課

特記仕様書

第1章 総則

1-1 適用

本特記仕様書は、『大熊町下野上地区一団地事業公共サイン計画作成業務』(以下「本業務」という。)に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様(平成28年7月版)」(以下「共通仕様書」という。)による。

1-2 対象範囲

業務範囲は、別図-1に示す範囲とする。

業務範囲：福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野116番6ほか

1-3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 8 年 9 月 30 日

1-4 計画地区概要

敷地面積	約43.1ha (別図-2)
事業名称	下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設

1-5 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書1.1.7の定めのほか、下記の①に示す条件を満たすものとする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士(建設部門(都市及び地方計画))の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) R C C M(都市及び地方計画)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 3) 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級のいずれかとし、資格分野は「調査・計画」)の資格認定証の交付を受けている者
- 4) 認定都市プランナー、認定准都市プランナー

1－6 照査技術者

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記の①に示す条件を満たすものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) R C C M （都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 3) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級のいずれかとし、資格分野は「調査・計画」）の資格認定証の交付を受けている者
- 4) 認定都市プランナー、認定准都市プランナー

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

1－7 打合せ等

打合せは、共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項目	回数
(1) 業務着手時	1
(2) 中間時	1
(3) 業務完了時	1

1－8 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は 1 回を想定している。

1－9 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書 1.1.12 の 2 項の定めについて記載する。

1－10 下請負等

- 1) 本業務請負契約書第 8 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書 1.1.28 の第 1 項に示すとおりとする。

- 2) 本業務請負契約書第8条第3項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書1.1.28の第2項に示すとおりとする。
- 3) 受注者は、本業務請負契約書第8条第3項の規定により業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめその相手方の住所、氏名、下請負等を行う業務の範囲、下請負等の必要性及び契約金額等について記載した書面（共通仕様書付属資料参照）を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

1-1-1 設計業務の成果

本業務の成果品は、共通仕様書1.2.11及び下表によるものとする。

(1) 成果品

項目	サイズ	成果品数		
		観音製本	2部	原図一式
(1) 計画図面	A3版			
(2) 報告書等 ①設計報告書 ②打合せ記録簿 ③照査報告書	A4版	製本	2部	原稿一式
(3) その他調査職員の指示した報告書等				一式

なお、報告書に使用するソフトはWindowsにおける、Word、Excelとし、また、図面作成等については、AutoCadを使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD等）にて提出するものとする。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

(2) 電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

- ・都市整備部門の土木設計業務等の電子納品要領（案）（平成16年7月）
- ・都市整備部門のCADによる土木工事図面作成要領（案）（平成16年7月）

1-1-2 個人情報の取扱について

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書1.1.31によるものとする。

また、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項第2条」に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し

施錠する。

- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

第2章 設計業務

2－1 業務目的

本業務は、下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（以下、「下野上地区」という）において、大熊町第三次復興計画等に基づく復興再生拠点等、町内に新たに整備される施設等への円滑な交通誘導を実現するための公共案内サインの計画作成を目的として実施する。

2－2 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

(1) 関係法令等

都市計画法
都市公園法
道路法
ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針(平成17年3月28日)福島県
富岡都市計画区域マスタープラン(平成16年5月)
大熊町第三次復興計画(令和5年12月)
福島県道に設ける道路標識の寸法を定める条例
その他関係法令

(2) 技術基準等

都市再生機構	土木設計業務等共通仕様書(平成28年7月)
都市再生機構	街区公園、設計施工の留意事項(設計の実務)(平成29年10月)
都市再生機構	基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準(平成28年度版)
都市再生機構	土木工事図面作成要領(案)(平成16年7月)
都市再生機構	土木工事標準設計図集(平成24年版)
都市再生機構	CADによる土木工事図面作成要領(案)(平成16年7月)
都市再生機構	土木・造園工事数量算出要領(案)(令和6年度)
日本道路協会	道路構造令の解説と運用(令和3年3月)
福島県	土木工事標準設計図集
福島県	屋外広告物条例
その他	

2－3 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

大熊町下野上地区 土地利用計画・歩行空間検討業務成果品（令和7年6月）
大熊町下野上地区 街区確定測量他業務成果品（令和7年5月）
本業務で必要となる道路設計関係図面

2－4 業務内容

(1) 関連計画等の整理

- ・大熊町第三次復興計画をはじめとする、町の関連計画を整理し、今後整備予定の施設も含めて大熊町内の案内誘導の対象となる施設、及び道路計画を整理する。
- ・他市町村における公共サイン計画にかかる事例を2事例程度収集し、整理する。

(2) 現状把握

現地踏査にて福島県双葉郡大熊町内の国道、県道及び町道の沿道・交差点、公共公益施設（中間貯蔵区域及び帰還困難区域を除く（ただし、車両にて通行できる道路については含むものとする））に現状で配置されている公共サイン（誘導サイン、施設案内サイン、説明サイン、メッセージボード・モニュメント等（別図一3））について、設置場所、盤面デザイン等を調査し、箇所毎に写真、内容、サイズ及び位置を示した個票（別紙一1）（60箇所程度）を作成して整理する。

(3) 配置計画作成

既設公共サインの撤去、リニューアルを含め、関連する基準を参考として以下の項目を考慮し、公共サインの配置計画を作成する。

- ・配置方針作成（大熊町を俯瞰した配置の考え方の整理）
- ・設置場所概略位置の作成（下野上地区を対象として現況公共サインの撤去、リニューアルを含めた配置計画を作成する）（20箇所程度）
- ・設置位置の調査（設置予定場所の確認（構造物の有無等）、土地の権利状況を整理し、設置にあたり支障となる条件を整理する）（土地の権利状況の整理に必要となる登記簿等の資料については貸与するものとする）

第3章 その他

3-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

3-2 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書1.1.16に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

3-3 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

3-4 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

3-5 提出書類仕様

受注者は、仕様書1.2.12に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

3-6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書1.1.36に基づき適切な対応を図るものとする。

3-7 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある

3-8 直接人件費算定の目安等

技術者の直接人件費算定の目安となる業務量は、標準的な技術者（※）に換算すると概ね79人・日程度。

なお、現地踏査にかかる直接経費については見込みず、契約後、実績に基づき変更契約協議の対象とする。

※標準的な技術者は、業務の中心を担う職階として、仕様書に示した内容に対し、上司等の指導の下、経験を踏まえ主体的に一般的な業務を実施できる職階相当を想定。

3－9 テクリス登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注、変更、完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10 日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関（(財)日本建設情報総合センター）に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

3－10 守秘義務

- (1) 受注者は、契約書第 6 条第 1 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。
- (2) 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第 27 条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 本業務の遂行においては、一部個人情報を取り扱う場合があるため、本業務の契約においては、請負契約書の締結のほか、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項」を締結するものとする。
なお上記特約条項第 2 条に定める重要な情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。
 - ① 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
 - ② 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
 - ③ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
 - ④ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

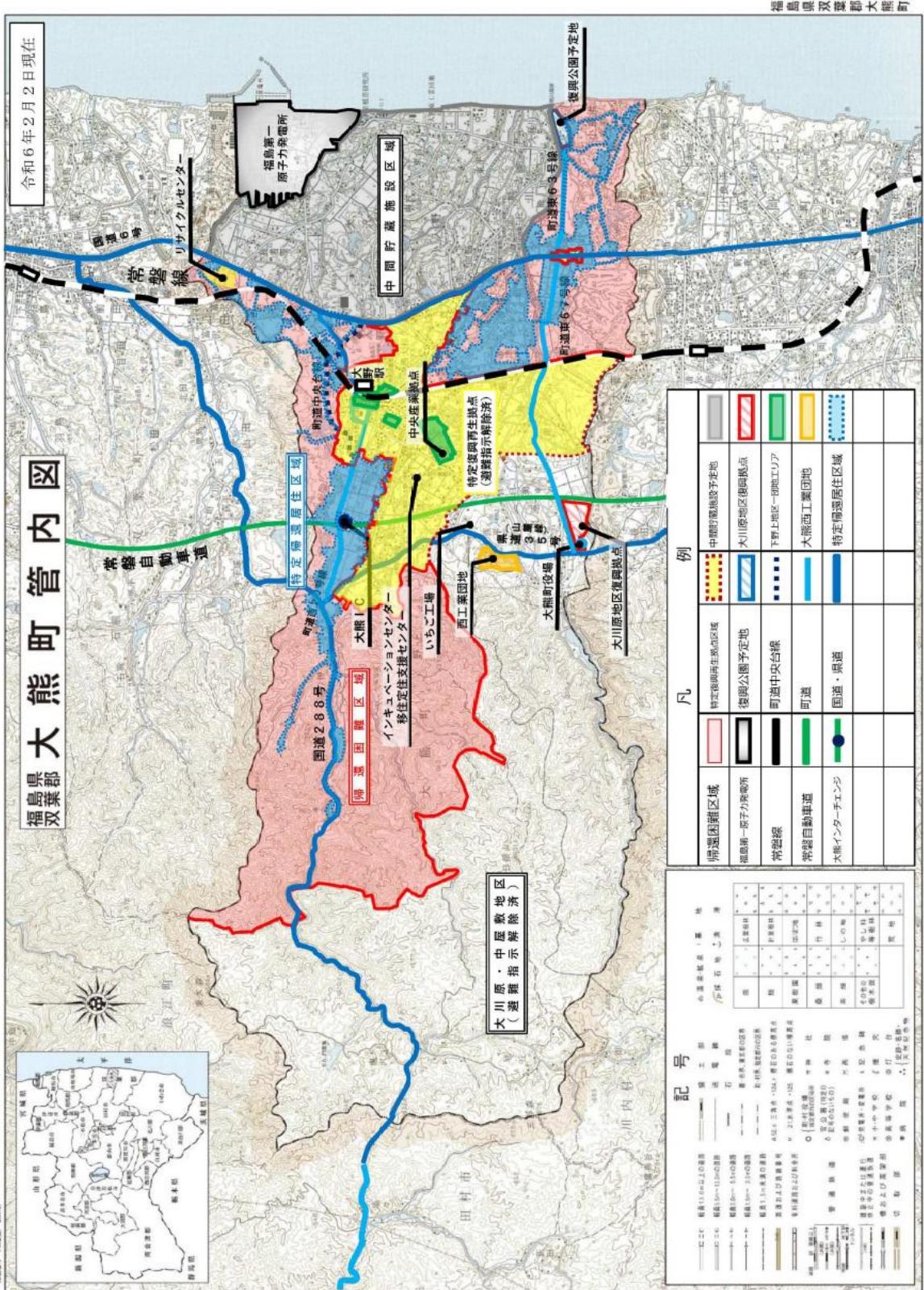
3－11 ウィークリースタンスの実施について

- ① 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。
ウィークリースタンスの実施にあたっては、ウィークリースタンス実施要領（別紙－2）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

別図-1

福双葉県郡大熊町内管圖

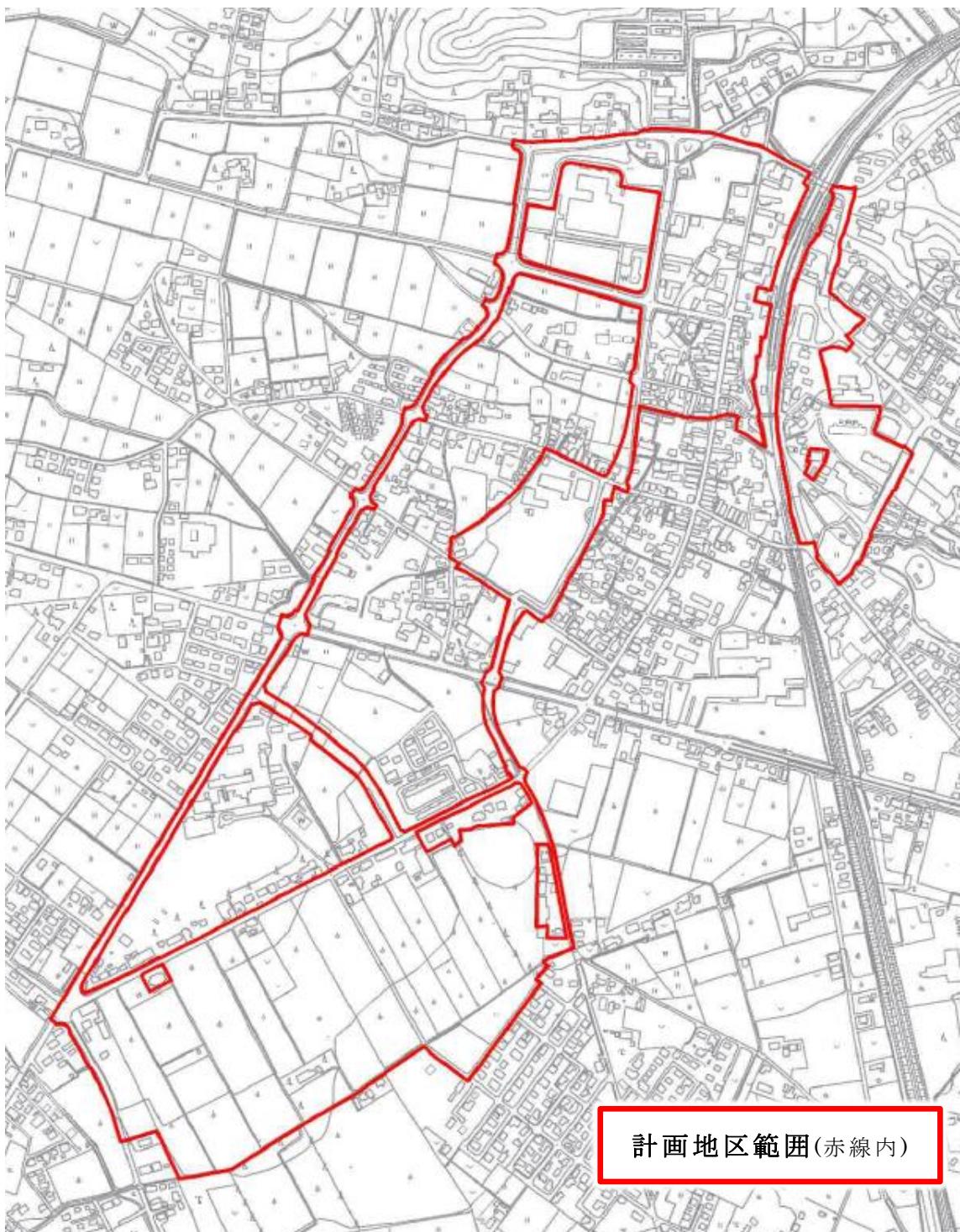
令和6年2月2日現在



業務範囲：大熊町管内

8

位置図



大熊町内の公共サイン例

○誘導サイン例



県道 252 線（道路標識と誘導サイン）

県道 35 号線（単独の誘導サイン、新しく大川原地区の施設を案内しているサイン）

○施設案内サイン例

大川原地区の各施設の記名サイン
案内サインと一体となって統一されている

大川原地区の災害公営住宅の住区案内板と掲示版

クマ SUN テラスの案内サイン

○説明サイン例



大川原地区の説明を記載したサイン

○メッセージボード・モニュメント例



国道 288 号沿い、大熊町への入り口に設置されている Welcome ボード

役場敷地に設置されている「希望の灯」モニュメント

公共サイン個票(例)

別紙－1

路線名		サイン種別		管理番号	
設置箇所					
位置					
備考					
盤面寸法	H:	m	W:	m	
基礎寸法	H:	W:	D:		
設置方法	単独	単柱・オーバーハング・オーバーヘッド			
	添架	歩道橋・照明灯・道路情報版・信号機・電柱・その他()			
	共架				
設置箇所図					
現況写真	遠景		近景①(全景)		
	撮影年月日 年 月 日		撮影年月日 年 月 日		
	近景②(盤面)		近景③(基礎・支柱等)		
	撮影年月日 年 月 日		撮影年月日 年 月 日		

ウイークリースタンス 実施要領

別紙－2

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上